

令和8年度「奨学のための給付金」 申請についてのお知らせ（返済不要の給付金です）

一定の要件を満たした世帯に対して、授業料以外（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の教育費を支援するため、奨学のための給付金を支給します。

1 対象となる世帯（対象要件）

基準日（令和8年7月1日）において、次の①～③すべてに該当する世帯

- ① 生計維持者が新潟県内に在住
- ② 生徒が専攻科修学支援金の受給資格者
- ③ 以下のいずれかの世帯種別に該当すること
 - ・生計維持者全員の令和8年度県民税所得割額・市町村民税所得割額が非課税
 - ・生計維持者全員の令和8年度県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満
 - ・生計維持者全員の令和8年度県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は、**対象外**です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、生計維持者全員の令和8年度（令和7年中の所得）の県民税所得割額・市町村民税所得割額を確認できない場合
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費（特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。））が支給されている場合
- ・通算2回の支給回数上限を超えた場合
- ・生徒が基準日（令和8年7月1日）時点において休学している場合

2 生徒一人あたりの給付額（年額）

世帯種別	給付額
所得割非課税世帯（年収約270万円未満世帯）	52,100円
所得割105,500円未満世帯（年収約270～380万円世帯）	17,370円
所得割264,500円未満（年収約380～600万円世帯）であり扶養する子が3人以上いる世帯	13,030円

注1 **本表は、生徒の国籍が日本国、または、生徒の在留資格が永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の場合**です。生徒の国籍・在留資格等がこれらに該当しない場合は、給付額が異なる、または、給付できないことがあります。学校又は県にお問い合わせください。

注2 所得割額は、生計維持者全員の令和8年度県民税所得割額・市町村民税所得割の合算額。

注3 **年収は、両親のうちどちらか一方が働き、生徒本人1人（18歳）、中学生1人の4人世帯の目安**です。実際の判定は**県民税所得割額・市町村民税所得割額**で行います。

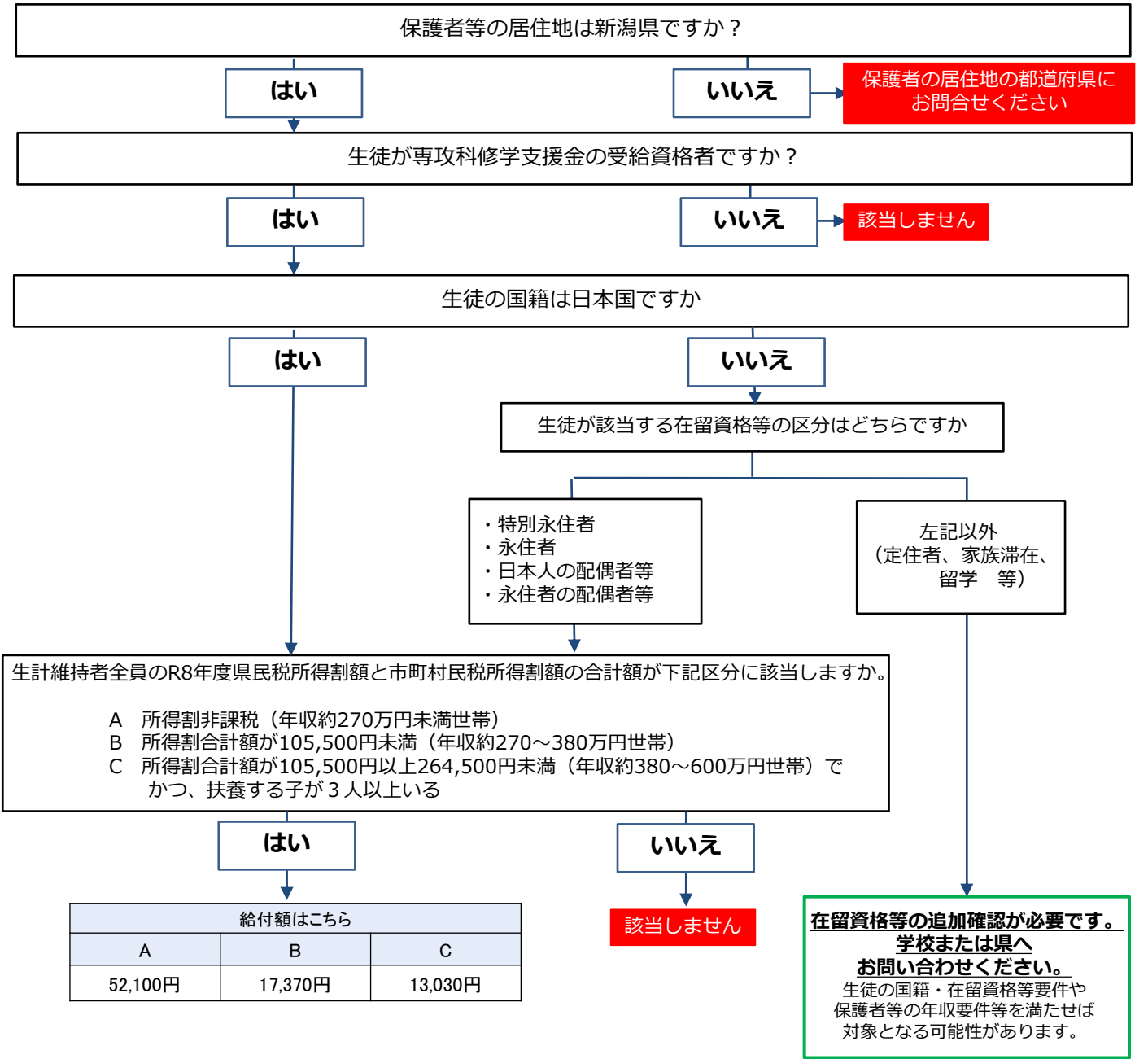
注4 生徒の国籍・在留資格等によっては、給付額が異なることがあります。また、災害等により着用を義務付けられている制服が喪失・毀損して、再購入が必要な場合は、別途加算があります。学校または県へお問い合わせください。

3 給付までの流れ

- ・希望者は、申請書に必要書類を添えて、期限までに提出してください。
- ・県が申請内容を審査し、認定（不認定）の通知書を申請者に郵送します。
- ・振込口座登録申込書の口座に給付額（年額）を一括で振込みます。（12月下旬以降を予定）

あなたの世帯が対象となるか次ページを確認👉

4 対象となるか確認



(注1) 令和8年7月1日時点で休学中の場合は対象外です
(注2) 生計維持者の考え方は、専攻科修学支援金と同様です。

🔗ご自身の県民税・市町村民所得割額などはマイナポータルの「わたしの情報」から確認できます



5 申請書の提出

申請書類（次ページを参照）を以下の期限までご提出ください。

提出期限	令和8年9月18日（金）
提出先	提出書類を封筒に入れ、下記住所に直接持参または郵送してください。 （封筒表面に「奨学のための給付金」と朱書きしてください。）
連絡先	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務部 大学・私学振興課 私学班

以下の①～⑦のうち、該当する書類を御提出ください。

	提出が必要となる方	提出書類
①	全員	奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の6）
②	全員	振込口座登録申込書（様式第2号）、口座通帳の写し ・必ず申請者（保護者等）名義の口座を記入してください。 ・通帳（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人がわかる部分）の写しの添付が必要です。
③	全員	在学の確認書類（様式第3号） ・令和8年7月1日時点で専攻科修学支援金の対象者であることが明記されているもの
④	全員	保護者等の個人番号（マイナンバー）カードの写し ・保護者等全員分（保護者が親権者（両親）ならば両親2名分）について、次の書類を個人番号カード（写）貼付台紙に貼り付けてください。 ・保護者全員分を封筒に入れ、封筒の表に学年・生徒氏名を記入し、必ず封をしてください。 <u>1 本人確認書類</u> マイナンバーカード（表面：顔写真が記載されている面）写し ※マイナンバーカードがない場合は、運転免許証、パスポート等の顔写真付き身分証明書の写しが必要です。 ※顔写真付き身分証明書がない場合は、写真付きでない身分証明書が2つ必要です。 <u>2 番号確認書類</u> マイナンバーカード（裏面：個人番号（12桁）が記載されている面）の写し ※マイナンバーカードがない場合は、次のフローチャートの書類が必要です。 【スタート】 マイナンバーカードを持っていますか？ はい → 1 マイナンバーカード いいえ → マイナンバー通知カードを持っていますか？ はい → 通知カードの記載内容（表面・裏面）は現在の氏名や住所等と一致していますか？ はい → 2 マイナンバー通知カード いいえ → 3 マイナンバー入りの住民票 ・コピー可、切り取り等は不可、台紙と同封。 ※発行日は6ヶ月以内（発行日が確認できないものは不可）
⑤	生徒の国籍が日本国の方	生徒本人の住民票の写し（原本）
⑥	生徒の国籍が日本国以外の方	以下のいずれかの書類 ・生徒本人の特別永住者証明書の写し ・生徒本人の在留カードの写し ・生徒本人の住民票の写し（原本）※国籍・在留資格・在留期間等の記載あるもの ○在留資格が「家族滞在」の場合は以下の書類も提出 ・生徒本人の小学校・中学校・高等学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
⑦	扶養する子が3人以上いる世帯	扶養申告書 ・令和7年12月31日時点の生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。 ・令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合、その子等について記載してください。（あわせて証明書類を提出してください。）

7 注意事項（本給付金の使途について）

本給付金は、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減が目的です。学校に納入しなければならない諸経費等が未納となっている場合は、本給付金を活用してください

8 奨学のための給付金に関するQ & A

Q 1 生徒は新潟県内の専攻科に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

Q 2 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の収入が世帯収入となりますか。

生計維持者（主に両親）の収入状況で審査しますので、両親がいる場合は同居している祖父母の収入状況は含める必要はありません。

Q 3 対象者になるかはどのように確認したらよいですか？

生計維持者全員（父母の場合は父母両名）の令和8年度県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により審査します。所得割額は、マイナポータルや住民税の決定通知書等で確認できます。

世帯年収目安	生計維持者全員の 県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算額
年収約270万円未満世帯	非課税
年収約270～380万円世帯	105,500円未満
年収約380～600万円世帯	105,500円以上264,500円未満

生計維持者全員の合計額
※父母の場合は2人分合算額

※年収は、両親のうちどちらか一方が働き、生徒本人1人（18歳）、中学生1人の4人世帯の目安。

Q 4 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒1人ごとに申請書を作成し、提出してください。

Q 5 申請者は父ですが、母の口座に振り込むことはできますか？

申請者と振込先口座名義は同一となります。母の口座に振り込みたい場合は、申請者を母にしてください。

Q 6 8月に父母が離婚し、母が生計維持者となりました。母の個人番号カードの写しのみを添付して、申請はできますか？

基準日となる7月1日時点での生計維持者は父と母でしたので、その後変更があったとしても、生計維持者は父母両名となります。父母の分の個人番号カードの写しを添付して申請してください。

お 問 い 合 わ せ 先

生徒の通われている高校 または 以下の連絡先へ

新潟県 総務部 大学・私学振興課 私学班

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

☎025-280-5912

H P （ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/daigaku/1356820534591.html> ）

